

市内各地で交通安全キャンペーン実施

「かがわの交通安全 “守ろうルール 示そうマナー”」をスローガンに、秋の全国交通安全運動が9月21日～30日にかけて実施されました。これに合わせ三豊市でも各地で交通安全キャンペーンが行われました。パンフレットや手作りマスコットを配布したほかにも、鼓笛パレードやうどんの接待など、それぞれ趣向を凝らした方法で、道行くドライバーに安全運転を呼びかけました。



財田幼稚園と財田保育所園児による鼓笛演奏



高瀬地区交通安全経営者協議会による踏切事故防止訓練

三豊市自治会連合会が 香川県防災センターを視察研修



9月22日、三豊市自治会連合会が活動の一環として、防災に関する知識・技術を学び、行動力を高めることを目的に、香川県防災センター視察研修を行いました。

研修では、まずセンター職員より「自治会長は災害発生時、地域のリーダー役として地域への伝達、行政への報告、状況把握などその責務は否が応でも求められます。実際に災害が発生したときに右往左往しないよう、平日頃から自治会内で防災活動の重要性を話し、自治会内の役割分担などを明確化しておくのが大切です。」と講話がありました。その後、災害体験コーナーで、

映像や疑似体験により地震等の災害を体験しました。

研修を終え、役員より「自治会のリーダーである自治会長としてすべきこと、実際災害が発生したときの地域団結力がいかに大切なのかを勉強することができた。また地域内でいろいろ話しをしていきたい。」と感想があり、たいへん有意義な研修となりました。

三豊市消防団が 香川県消防操法大会に出場

9月17日、三豊市の代表として詫間方面隊第5分団が、香川県防災センターで行われた、香川県消防操法大会ポンプ車操法の部に出場しました。

団員らは、真夏の3カ月間にも及んだ厳しい練習の成果を発揮し、みごと優秀賞を受賞しました。



七宝山トンネルで防災訓練

10月3日、七宝山トンネルで火災事故を想定した防災訓練が行われ、観音寺警察署、西讃土木事務所、三観広域北消防署、三豊市消防団の関係者約100人が参加しました。

訓練は、2年ごとに行われており、今年はトンネル内での交通事故および車両火災が発生し、ドライバーが負傷した設定で行われました。トンネル内の非常電



話からの連絡後、駆けつけた職員が救助・消火活動を行い、連絡系統や、救助の手順を確認しました。

消さないで あなたの心の 注意の火

(平成18年度全国統一防火標語)

秋季全国火災予防運動と広報行事のお知らせ

～ 秋季全国火災予防運動の実施 ～

11月9日から15日までの7日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり、今年度の重点目標を定め、火災予防思想の一層の普及を図るものです。今年度の重点目標は3つです。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

住宅火災を予防するために、「いのちを守る 7つのポイント」があります。



3つの習慣

- (1) 寝たばこは絶対やめる。
- (2) ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- (3) ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- (1) 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- (2) 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- (3) 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- (4) お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする犠牲者を減少させましょう。

～ 小学生の火災予防ポスターを豊中町図書館に展示 ～

三観広域消防本部が三豊市内の小学生に火災予防ポスターを募集したところ、25校、605点の応募がありました。この中から選考された入賞以上の作品69点を、秋季火災予防運動期間中、豊中町図書館に展示します。

期間 11月9日(木)～15日(水) (月曜日は休館)

時間 午前9時30分～午後6時

場所 豊中町図書館 ロビー

～ 三豊市消防団が市内全域を防火パレード ～

三豊市消防団は秋季全国火災予防運動の一環として市内全域で防火パレードを行います。各方面隊は、豊中町の寿工芸跡駐車場で出発式を行った後、三観広域北消防署、第二・三分署の広報車と隊形を組み、管轄区域を巡回して住民に火災予防を呼びかけます。

日時 11月12日(日) 午前8時～11時30分

問い合わせ 総務課(危機管理係) 62-1111

町(市)民交通傷害保険廃止のお知らせ

町(市)民交通傷害保険は、交通事故による傷害を受けた人を救済するため、交通傷害保険制度を住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に昭和43年から実施してきました。

しかし、民間保険会社の各種保険や共済制度の普及・充実等により、町(市)民交通傷害保険を取り巻く環境が変化し、当制度の加入者が減少し増加が見込めないこと、また、本事業の所期の目的は達成されたと考えられることから、平成18年10月31日をもって廃止することになりました。

なお、現在加入されている人が、10月31日までに事故に遭われた場合の保険金請求は従来どおり受け付けを行います。

問い合わせ 総務課(交通防犯係) 62-1111